

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

令和 6 年 2 月 26 日
石川県信用農業協同組合連合会

当会は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表）に基づき、態勢整備に取組んでまいります。

■本ガイドラインの詳細については、経営者保証に関するガイドライン研究会事務局の以下 URL をご参照ください。

- ▶ 全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）
(<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>)
- ▶ 日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）
(<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>)

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する手法について、お客さまの意向も踏まえたうえで検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当会はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 経営者保証を提供いただく場合は、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の変更・解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継いでいただくのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、お客さまの手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じて支援専門家とも連携しつつ、ガイドラインに則して適切に決定します。